

知ることによって備える

～「避難場所」と「避難所」～

多数の生命や財産が奪われた東日本大震災から、七年が経過しようとしています。東日本大震災では、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、被害拡大の一因ともなりました。そこで、災害対策基本法などの見直しが行われ、災害の種類ごとに、危険から緊急に逃れるための「緊急避難場所」と被災者が一定期間避難生活を送るための「避難所」をあらかじめ指定し、周知すべきこととされました。今月号の特集では、本町の「指定緊急避難場所」と「指定避難所」などについてお知らせします。

「避難場所」と「避難所」のちがい

避難施設は、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の二つがあります。二つの役割を兼ねている施設もあります。

指定緊急避難場所 災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所を指定しています。命を守るために一時的に避難する場所です。

※**広域避難場所** 避難場所のなかでも、特に大人数が避難できる施設は「広域避難場所」として指定しています。本町では豊山グラウンドと神明公園です。火災による延焼の拡大など、地域全体が危険となった場合は、広域避難場所に避難してください。

指定避難所 災害の危険性がなくなるまで、避難者が滞在したり、自宅が被災し戻れなくなった被災者が一定期間避難生活を送る施設です。

状況に応じた避難

災害時の避難のあり方は、起こり得る危険性の種類や度合い、自宅の建っている条件や家族構成などによって異なります。本町では、次のページのとおり、避難施設を指定しています。災

害時は、状況に応じて危険な箇所を避け、もっとも安全に避難できるようにしてください。お住まいの地区ごとに避難施設を限定していません。また、例えば既に水害が発生しているときのように、自宅内の高い所に移動（垂直避難）したほうが安全な場合もあります。

開設している避難所の情報は「豊山町安心・安全メール」やケーブルテレビ「とよやまチャンネル」でお知らせします。避難の際には、特別な理由がない限り、自動車の利用を控えてください。自主的な避難の場合は、非常食などの支給は行いませんので、各自で準備してください。

<p>指定避難所</p> <p>自宅が被災して帰宅できない場合など、一定期間、避難生活を送る施設</p> 	<p>指定緊急避難場所</p> <p>命を守るため、災害の危険からまず逃れるための場所</p> 
<p>避難施設であることを示す看板</p>	
	